

博物館概要等に関連する資料

○主な収蔵資料

1) 主な購入資料

[化石]

オフサルモサウルス
ドイツ・メッスル産化石一式
ポプロフォネウス
アメリカマストドン全身骨格
ヒブセロサウルス卵化石
ユーステノプテロン
ケニア産人類・哺乳類化石レプリカ一式

[地質・岩石・鉱物]

兵庫県産鉱物
石鉄隕石
隕鉄

[動物]

オオヒクイドリ剥製
鳥類剥製
甲殻類剥製
軟体動物含浸標本
貝類含浸標本
鳥類生態写真
魚類生態写真

[昆虫]

タマバエ科他標本（ママエフコレクション 8,500 点）
ノミ・チョウ類標本（阪口コレクション 50,000 点）
チョウ類標本（宮脇コレクション 6,060 点）
（台湾・中国産 1,300 点）
チョウ類他標本（小林コレクション 11,000 点）
チョウ・甲虫類標本（江田コレクション 272,600 点）
シロチョウ科標本（熊谷コレクション 2,581 点）
フタオチョウ類標本（佐藤コレクション 1,766 点）
甲虫類標本（泉コレクション 2,400 点）
（高橋コレクション 7,248 点）
ハナムグリ類標本（億田コレクション 3,000 点）

[植物]

兵庫県産木材樹幹
外国産木材樹幹
屋久杉輪切り（年輪）標本
種子標本（種子コレクション）

[映像資料]

兵庫の自然シリーズビデオ本
生物系ビデオ本
地球大紀行再編集ビデオ本

2) 主な受贈資料

[化石]

神戸層群産植物化石 4,627 点（堀冶三郎氏）
神戸層群産植物化石 2,656 点（高岡得太郎氏）
日本産中生代貝類化石 890 点（市川浩一郎氏）
高知県唐ノ浜層群産鮮新世化石 251 点（仙頭鷹雄氏）
備北・勝田層群産中新世化石 187 点（岸本眞五氏）
岩手県一関地域産中新世貝類化石 80 点（林広樹氏）
長野県富草層群産中新世貝類化石 49 点（小関正嗣氏）
兵庫県養父市産化石 800 点（長岡桂介氏）

[地質・岩石・鉱物]

生野鉱山鉱石 7 点（シルバー生野）

[動物]

貝類標本 10,000 点（菊池典男氏）
鳥類標本 620 点（西堀静江氏）
鳥類標本 130 点（柴田嘉三氏）
鳥類標本 15,000 点（小林登美子氏）
無脊椎動物標本 100 点（土井敏男氏）
トラ本剥製 1 点（伊丹検察庁）

[昆虫]

ハエ類等標本 10,300 点（田中梓氏）
チョウ類等標本 14,000 点（柴田篤弘氏）
チョウ類等標本 5,700 点（山本廣一氏）
チョウ類等標本 11,000 点（小林登美子氏）
チョウ類標本 13,132 点（佐藤英次氏）
カリバチ類タイプ標本 367 点（常木三澄子氏）
ハバチ類標本 14,000 点（猪股光子氏）
ゴミムシ類標本 5,700 点（大倉孝子氏）
ハネカクシ科等標本 114 点（林 靖彦氏）
ゾウムシ科標本 2,221 点（中村剛之氏）

[植物]

蘚苔・地衣類標本 25,000 点（中西田鶴子氏）
シダ類標本 4,000 点（稲田政子氏）
高等植物標本 20,000 点（細見末雄氏）
日本産植物標本 1,045 点（松岡成久氏・吉田誠治氏・友永常太郎氏）

平成 23 年度の主な受贈標本

高岡コレクション 2（神戸層群植物化石）・神戸層群産サルノコシカケ科化石・泉層群カメ化石・長野県産植物標本（シダ類）・中岡コレクション（植物）・ゾウムシ上科標本（中村コレクション）・鉢伏高原産蛾類標本・山科コレクション（ホトケドジョウ属）・トラ、ヒョウ、ジャガー、ピューマ、タイリクオオカミ等大型哺乳類剥製

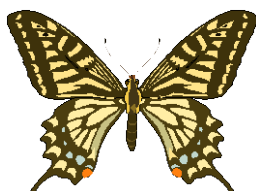
○情報システム

当館は、従来の自然史博物館の機能に加えていくつかの新しい考え方を持っている。その中で重要な考え方の一つは、利用者に対する自然科学に関する情報発信基地としての機能である。

この機能を実現するためには、博物館自身が自然環境情報を収集・管理し、そうした情報を効果的に活用して館内外へ情報の提供を行える体制づくりが必要である。そのため、博物館情報システムを利用して、博物館の利用者に対して博物館の持つ情報と機能の提供を行う。

なお、博物館の情報システムは以下の7つのサブシステムで構成されている。

1) システム構成



① 収藏品管理システム～ひとはくデータベース～

100万点を超える収藏品を管理するシステムで、収藏品データベース、マルチメディアデータベース、資料データベースの3つのデータベースから成り立ち、これらをあわせて、「ひとはくデータベース」と呼んでいる。

博物館の収藏品（標本の管理単位）の属性データ及び静止画像・音・動画等のデータや収藏品以外の各種画像や資料データをデータベース上で管理するシステムである。データベースへの登録や検索は、館員の端末からWebブラウザを利用して行う。



DOCUMENTARY

② 展示情報システム

博物館で保有する豊富な情報を一般来館者が興味を抱くような形で提供することを目的とするシステムである。

ひとはくデータベースと連携し、文字情報だけでなく、静止画像、音、動画など、データベースに蓄えられているさまざまな情報を有機的に組み合わせるマルチメディアリンク機能を有し、館内各所に設置した情報端末に表示するものである。

なお、情報端末に掲出する情報は職員や研究員の各端末からWebブラウザで操作でき、展示情報の更新のスピードアップを実現している。



③ 普及広報システム

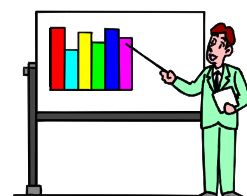
平成8年6月25日に館内に独自サーバを設置し、インターネット発信を開始した。現在の発信内容は、博物館の紹介・交通案内・展示解説・イベント情報などの基本情報の提供に加え、資料データベースの公開、館員の活動内容を紹介するミュージアムブログなど、内容の充実を図っている。



④ 地理情報システム (GIS)

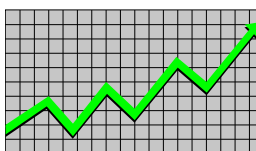
収藏品、画像等のデータを地図上に投影することで、自然の理解、自然環境調査や研究成果の発信及び環境教育を促進するための優れたツールである。

博物館の展示システム、資料データベース、ホームページと連携して利用でき、各種自然環境情報が閲覧可能なマップサーバとして機能している。



⑤ 研究支援システム

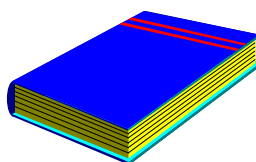
館内LANを利用して、各種データの解析、映像編集、作図等が行えるようになっている。顕微鏡の精細な映像や博物館で作成したビデオ映像などをモニター等により来館者に提供する等、研究内容の効果的な発表や来館者の理解度の向上に役立っている。



⑥ 運営支援システム

各種イベント、セミナー受講受付、団体受付に関し、館員の端末からWebブラウザを利用して、情報を一元的に把握できる館内情報表示システムを構築している。

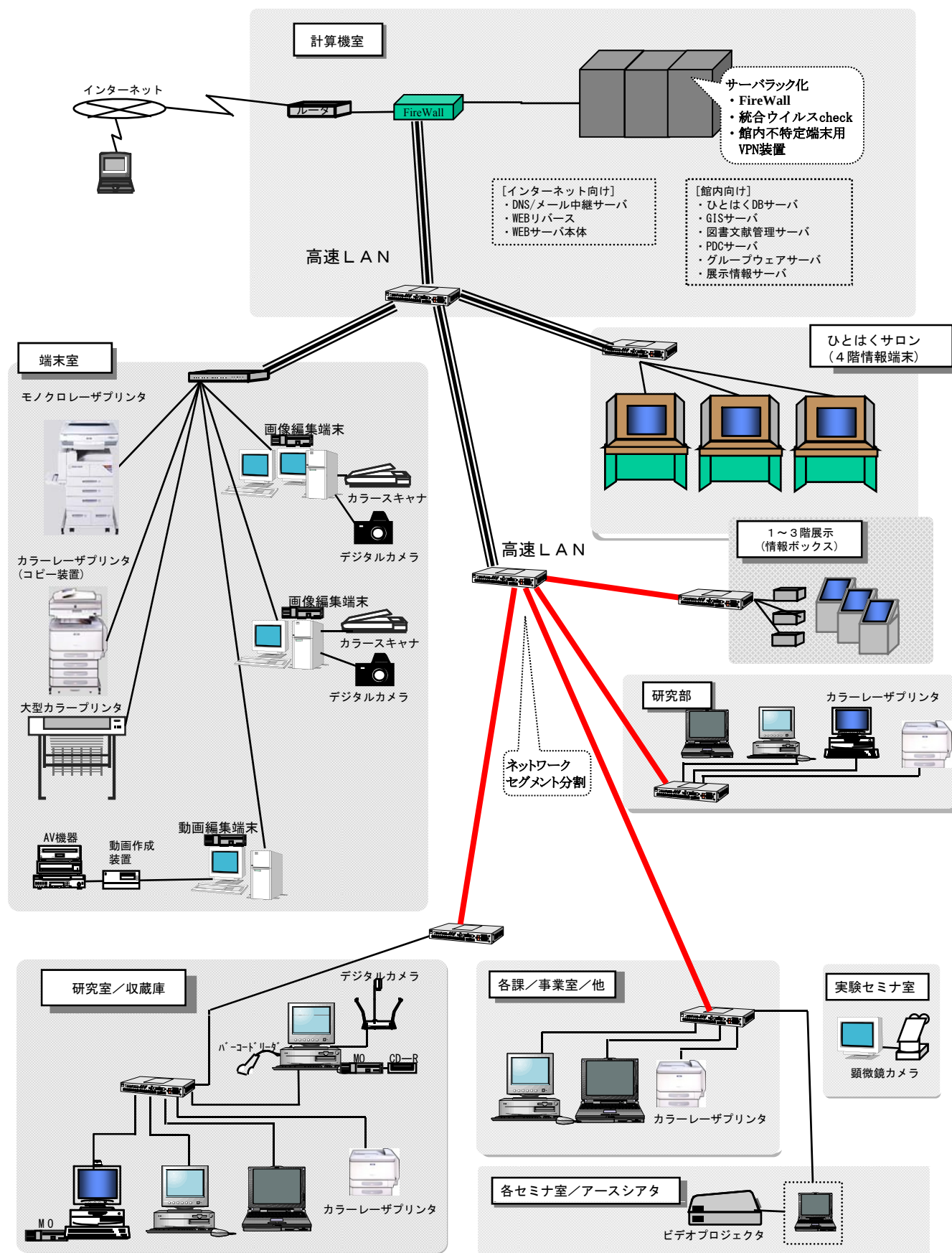
このシステムにより、情報の共有化・統一化が可能となり、確認作業等が短時間で確実に行われ、来館者へのサービスが向上するとともに、事務の効率化、省力化が図られている。



⑦ 図書文献管理システム

博物館の図書室、レファレンス図書、研究室等で所蔵する10万点を超える図書・文献等を管理するシステム。館内の端末から利用できるほか、レファレンス図書については、インターネットからも利用できる。

2) システム概要図



〇条例等

兵庫県立人と自然の博物館
設置及び管理に関する条例

（平成4年3月27日）
条例第25号

〔沿革〕
平成7年7月18日条例第24号改正 平成15年3月17日条例第7号改正
平成16年3月26日条例第7号改正 平成18年9月28日条例第53号改正
平成19年3月16日条例第9号改正 平成22年3月19日条例第6号
（設置）
第1条 自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然との調和した環境の創造に
関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、兵
庫県立人と自然の博物館（以下「博物館」という。）を置く。
（位置）
第2条 博物館の位置は、三田市弥生が丘6丁目とする。
（業務）
第3条 博物館は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
（1） 自然、生命及び環境に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、
写真、フィルム、テープ等の資料（以下「博物館資料」という。）を収
集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。
（2） 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及
びその開催を援助すること。
（3） 博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を利用させること。
（4） 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。
（5） 自然、生命及び環境に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
（6） 貴重な野生植物の種の保存を行うこと。
（7） 自然、生命及び環境に関する情報の提供を行うこと。
（8） 他の博物館、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。
（9） 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業
務
2 教育委員会は、博物館の施設を、その目的を達成するために支障のない
限り、その目的以外の目的のために利用させることができる。
（職員）
第4条 博物館に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。
（観覧料）
第5条 博物館に展示している博物館資料を観覧しようとする者は、別表第
1に定める額の観覧料を納めなければならない。
2 博物館資料を特別に展示している場合における観覧料は、前項の規定に
かわらず、別表第2に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額
とする。
3 教育委員会は、博物館資料を特別に展示している場合における観覧料に
ついて、前項に規定する額により難いとき、同項の規定にか
かわらず、当該観覧料の額を展示の内容等に応じて定めることのできる。
一部改正〔平成19年条例9号〕
（特別観覧料）
第6条 博物館に展示し、又は保管している博物館資料について学術研究等
のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を
受け、1点1回につき、3,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額の
特別観覧料を納めなければならない。
（入館の拒否）
第7条 教育委員会は、博物館に入館しようとする者が次の各号のいずれか
に該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。
（1） 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれがある者
又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する
者
（2） 施設、設備又は展示品を損傷するおそれがあると認められる者
（遵守事項等）
第8条 博物館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
（1） 展示品（教育委員会規則で定める物を除く。以下同じ。）に触れない
こと。
（2） 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
（3） 許可を受けずに展示品の模写、模造、撮影等を行わないこと。
（4） 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
（5） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

2 教育委員会は、博物館に入館した者が、前項の規定に違反したとき、又
は博物館の管理上必要な指示に従わないときは、その者に対して、退館
を命ずることができる。
（施設の利用）
第9条 別表第3に掲げる博物館の施設を利用しようとする者は、教育委員
会の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。
2 教育委員会は、前項の利用の許可を受けた者が博物館の管理上支障があ
る行為をするおそれがあると認めるとき、又は当該施設を他人に転貸し
たと認めるときは、同項の利用の許可を取り消し、又は当該施設の利用
を制限し、若しくは停止することができる。
一部改正〔平成19年条例9号〕
（原状回復の義務等）
第10条 博物館を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、
設備、博物館資料又は植栽物を滅失し、又は損傷したときは、これを原
状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。
（観覧料等の免除）
第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、第5条の観覧
料、第6条の特別観覧料及び第9条第1項の使用料の全部又は一部を免
除することができる。
（観覧料等の不還付）
第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただ
し、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部
を返還することができる。
（博物館協議会）
第13条 博物館に、博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の
規定により、兵庫県立人と自然の博物館協議会（以下「協議会」という。）
を置く。
2 協議会は、委員15人以内で組織する。
3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期
は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができ
る。
（補則）
第14条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理並びに協議会の組織
及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。
附 則
（施行期日）
1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第
7号、第5条、第6条、第11条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限
る。）及び第12条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。）の規定
は、平成4年10月10日から施行する。
（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条
例第24号）の一部を次のように改正する。
第1条に次の1号を加える。
（77） 人と自然の博物館協議会
別表第1に次のように加える。

人と自然の博物館協議会	会 長	日 額	13,500円
	副会長	日 額	11,500円
	委 員	日 額	11,000円

別表第2に次のように加える。

人と自然の博物館協議会の委員	職員旅費条例中8級の職務 にある者相当額
----------------	-------------------------

附 則（平成7年7月18日条例第24号）
（施行期日）
1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。
（経過措置）
2 この条例の施行の日前に第2条から第5条まで、第11条及び第12条の
規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた
者に係る使用料の額については、第2条から第5条まで、第11条及び第
12条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従
前の例による。
3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。
附 則（平成15年3月17日条例第7号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 16 年 3 月 26 日条例第 7 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 18 年 9 月 28 日条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 16 日条例第 9 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 22 年 3 月 19 日条例第 6 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	観覧料(1人につき)		備 考
	個人	団体	
一般	200 円	150 円	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20 人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	150 円	100 円	
高校生	100 円	70 円	

全部改正 (平成 22 年条例 6 号)

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備 考
	個人	団体	
一般	2,000 円	1,600 円	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「団体」とは、20 人以上の場合をいう。 4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
大学生	1,500 円	1,200 円	
高校生	1,000 円	800 円	

全部改正 (平成 22 年条例 6 号)

別表第 3 (第 9 条関係)

区分	使用料			備考
	開館前12時まで	13時から開館まで	開館後12時まで	
ホール	5,500 円	7,000 円	12,500 円	1 平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。 2 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日以外の日をいう。
利便施設	使用料及び手数料徴収条例 (平成 12 年兵庫県条例第 12 号) 別表第 1 建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額 (一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)			
附属設備	別に教育委員会規則で定める額			

全部改正 (平成 15 年条例 7 号)、一部改正 (平成 16 年条例 7 号・18 年 53 号・19 年 9 号・22 年 6 号)

兵庫県立人と自然の博物館 管理規則

(平成 4 年 3 月 27 日)

(教育委員会規則第 8 号)

(沿革)

平成 4 年 10 月 26 日教育委員会規則第 19 号改正

平成 15 年 3 月 25 日教育委員会規則第 7 号改正

平成 16 年 3 月 26 日教育委員会規則第 14 号改正

平成 19 年 3 月 30 日教育委員会規則第 11 号改正

平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

平成 23 年 3 月 29 日教育委員会規則 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例 (平成 4 年兵庫県条例第 25 号。以下「条例」という。) 第 14 条の規定に基づき、兵庫県立人と自然の博物館 (以下「博物館」という。) の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 博物館の開館時間は、9 時から 17 時までとする。

2 博物館の観覧時間は、10 時から 17 時までとする。ただし、16 時 30 分以降は、入館させないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間又は観覧時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 博物館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日に当たるときは、その翌日 (当該翌日が同法に規定する祝日に当たるときは、その翌々日) とする。

(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日までの日
2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(観覧料の納付)

第 4 条 条例第 5 条の規定により博物館に展示されている博物館資料を観覧しようとする者は、観覧料を納めて観覧券の交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合には、あらかじめ観覧券の交付を受け、観覧を終了した後に納付することができる。

2 観覧券の発売時間は、10 時から 16 時 30 分までとする。ただし、観覧時間を変更した場合には、観覧時間の開始時刻から終了時刻の 30 分前までとする。

(特別展示観覧料)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項に規定する特別展示の場合の観覧料は、教育委員会が定める。

(特別観覧の許可等)

第 6 条 条例第 6 条の規定により特別観覧をしようとする者は、特別観覧許可申請書 (様式第 1 号) を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の特別観覧許可申請書の提出があった場合において、特別観覧の許可を決定したときは、特別観覧許可書を申請者に交付するものとする。

3 条例第 6 条に規定する教育委員会規則で定める特別観覧料の額は、別表第 1 のとおりとする。

(展示品の利用)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項第 1 号に規定する教育委員会規則で定める物は、レファレンスルームに展示する博物館資料とする。

(施設の利用の許可等)

第 8 条 条例第 9 条第 1 項の規定により博物館の施設を利用しようとする者は、当該施設を利用しようとする日の 5 日前までに、兵庫県立人と自然の博物館利用許可申請書 (様式第 2 号。以下「利用許可申請書」という。) を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用許可申請書 (様式第 3 号。以下「利便施設利用許可申請書」という。) に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

3 教育委員会は、利用許可申請書又は利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、利用の許可を決定したときは、兵庫県立人と自然の博物館利用許可書 (以下「利用許可書」という。) を申請者に交付する

ものとする。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用内容変更承認申請書（様式第4号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあっては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

（使用料の額）

第9条 条例別表第3の規定により教育委員会規則で定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

（特別観覧料及び使用料の納付）

第10条 特別観覧許可書及び利用許可書の交付を受けた者は、直ちに、特別観覧料及び使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第9条第1項の許可を受けた場合であって、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

（観覧料等の免除）

第11条 条例第11条の規定により教育委員会が観覧料（特別展示観覧料を含む。）、特別観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）の全部又は一部を免除することができる場合及びその場合における免除の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1） 65歳以上の者が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき。 観覧料（特別展示観覧料を含む。）の2分の1に相当する額

（2） 教育委員会が特別の理由があると認めたとき。 観覧料等に相当する額のうち教育委員会が必要と認める額（利用等の許可の基準等）

第12条 条例第12条ただし書の規定により教育委員会が観覧料等の全部又は一部を返還することができる場合及びその場合における返還する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1） 観覧料等を納めた者が、その責めに帰することができない理由により観覧、特別観覧又は施設の利用ができなくなったとき。 観覧料等に相当する額

（2） 使用料を納めた者が、次に掲げる期日までに施設の利用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるとき。

ア 利用の日の7日前までのとき。 当該使用料の全額

イ 利用の日の3日前までのとき（アに該当する場合を除く。）。 当該使用料の2分の1に相当する額

2 条例第12条ただし書の規定により観覧料等の返還を受けようとする者は、兵庫県立人と自然の博物館観覧料等還付請求書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（寄託又は寄贈）

第13条 博物館に博物館資料の寄託又は寄贈をしようとする者は、教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

（権限の委任）

第14条 教育委員会は、条例及びこの規則の規定により教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。

2 教育長は、前項の事務の一部を館長に委任することができる。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項（観覧時間に係る部分に限る。）、第4条から第6条まで、第9条（特別観覧許可書及び特別観覧料に係る部分に限る。）、第10条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。）並びに第11条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。）の規定は、平成4年10月10日から施行する。

附 則（平成4年10月26日教育委員会規則第19号）

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教育委員会規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年3月29日教育委員会規則第8号抄）

別表第1（第6条関係）

区 分	特別観覧料（1点1回につき）		
熟 覧	150 円		
模写・模造	2,000 円		
撮 影		学術研究を目的とする場合	学術研究以外を目的とする場合
	単色	150 円	1,000 円
	原色	300 円	2,000 円

備考 1 博物館資料で、一式、一組等で一資料とするものは、それらを1点とする。

2 普通個別の博物館資料は、各個を1点とする。

3 撮影は、同一作品について原板3枚以内を1回とする。

別紙第2（第9条関係）

1 ホールを平日に利用する場合の使用料

利用時間	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
金 額	4,400 円	5,600 円	10,000 円

2 附属設備の使用料

附属設備	金額
持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき 250 円
持込み電気器具用コンセント （録音器具を持込む場合）	持込み器具1式につき 2,000 円
持込み電気器具用コンセント （録画器具を持込む場合）	持込み器具1式につき 3,000 円
持込み電気器具用コンセント （ミキシングセットを持込む場合）	持込み器具1式につき 5,000 円

備考 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。

様式第1号
（第6条関係）

特 別 観 覧 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

次のとおり申請します。

品 目	点 数	所 有 者	備 考
観 覧 希 望 日 時	年 月 日 時から 時まで		
研 究 の 方 法	熟 覧 模 写 模 造 撮 影		
研 究 の 目 的			

様式第2号
(第8条関係)

兵庫県立人と自然の博物館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

次のとおり申請します。

利 用 目 的	
利 用 室 名	
附属設備の名称	
期 間	年 月 日 時から (日 時間) 時まで
利 用 者 数	
※使 用 料	円
※備 考	

(注) ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第3号
(第8条関係)

兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

次のとおり申請します。

利 便 施 設 の 用 途	
利用許可を受けようとする利便施設	
利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
※使 用 料	円
※備 考	

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。
2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第4号
(第8条関係)

兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

次のとおり申請します。

変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	利 便 施 設 の 用 途		
	利用許可を受けようとする利便施設		
変更の理由	利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第5号
(第12条関係)

兵庫県立人と自然の博物館観覧料等還付請求書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

次のとおり請求します。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
返 還 請 求 の 内 容	※還付金の内訳
利 用 等 の 日 時	年 月 日 時から (日 時間) 時まで
既 納 付 額	円
返還を受けようとする理由	
※ 還 付 率	パーセント
※ 還 付 額	円

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。
2 領収書等納付したことを証する書類を添付してください。

兵庫県立人と自然の博物館協議 会の組織及び運営に関する規則

(平成4年3月27日)
(教育委員会規則第9号)
(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例（平成4年兵庫県条例第25号）第14条の規定に基づき、兵庫県立人

と自然の博物館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が兵庫県立人と自然の博物館長と協議して定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

兵庫県立人と自然の博物館の管理に関する規程（平成4年3月31日） （教育長訓令第2号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、兵庫県立人と自然の博物館管理規則（平成4年兵庫県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、兵庫県立人と自然の博物館の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（権限の委任）

第2条 教育長は、規則第14条第1項の規定により委任された事務のうち、規則第5条及び第11条第2号に規定する事務以外の事務を館長に委任する。

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教育長訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県立人と自然の博物館の管理に関する規程（抜粋）（平成4年3月31日） （教育長訓令第2号）

〔沿革〕

昭和59年2月28日教育委員会規則第5号、4月1日第6号、61年4月1日第10号、9月9日第14号、62年4月1日第6号、63年4月1日第5号、5月6日第11号、平成元年4月1日第4号、4年3月31日第11号、6年3月31日第3号、7年5月22日第10号、8年8月5日第9号、9年3月31日第6号、11年3月25日第4号、12年3月29日第8号、13年3月30日第3号、14年3月29日第11号、15年3月25日第4号、16年3月25日第5号、9月10日第17号、11月19日第18号、17年2月22日第5号、3月30日第6号、9月30日第14号、18年3月31日第5号、12月26日第14号、平成19年3月30日第5号

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、兵庫県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定め、もつて教育行政事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

（機関の分類）

第2条 前条の組織を構成する機関を分けて、本庁、地方機関、県立学校、教育機関及び附属機関とする。

（機関の定義）

第3条

4 教育機関とは、法第30条の規定により、法律又は条例の定めるところにより設置されたもので、県立学校以外のものをいう。

5 附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により教育委員会の附属機関として設けられた審議会、委員等をいう。

（行政機能の発揮）

第4条 各機関は、相互の連絡を密にし、すべて一体となつて教育行政機能の発揮に努めなければならない。

（規定の範囲）

第5条 各機関の設置、内部組織、事務分掌及び職制は、法令又は条例に定めがあるものを除き、この規則で定めるものとする。

2 法令又は条例の規定により設置された機関の名称、位置、所管区域及び職制についても必要な事項については、この規則に掲げるものとする。

（組織の特例）

第6条 教育長は、臨時又は特別の事務で、この規則で定める組織により処理することが不適当なものについては、本部、室、委員会等を設置し、又は職員を指定し、若しくは所要の地に駐在させて、処理させることができる。

第5章 教育機関

第10節 県立人と自然の博物館

（位置）

第70条の2 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例（平成4年兵庫県条例第25号）第1条の規定により設置された県立人と自然の博物館の位置は、三田市弥生が丘6丁目である。

（業務）

第70条の3 県立人と自然の博物館においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- （1）自然、生命及び環境に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。
- （2）博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- （3）博物館資料に関する研究等のために県立人と自然の博物館の施設を利用させること。
- （4）博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- （5）自然、生命及び環境に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- （6）貴重な野生植物の種の保存を行うこと。
- （7）自然、生命及び環境に関する情報の提供を行うこと。
- （8）他の博物館、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。
- （9）前各号に掲げるもののほか、県立人と自然の博物館の目的を達成するために必要な業務

（組織）

第70条の4 県立人と自然の博物館に、次の1部、3課及び3研究部を置く。

事業推進部
総務課
情報管理課
生涯学習課
自然・環境評価研究部
自然・環境マネジメント研究部
自然・環境再生研究部
（事業推進部の事務）

第70条の5 事業推進部においては、第70条の8に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）博物館資料の展示及び普及教育に関すること。
- （2）大学、他の研究機関との相互協力に関すること。
- （3）自然、生命及び環境に関する学術研究集会、研究会等の開催、国内外の大学等との共同研究及び研究成果の公表等に関すること。
- （4）自然、生命及び環境に関する調査研究成果の提言に関すること。
- （5）その他県立人と自然の博物館の目的を達成するための調査研究に関すること。

（総務課の事務）

第70条の6 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）公印の管守に関すること。
- （2）文書の收受、発送、保存等に関すること。
- （3）職員の進退及び服務に関すること。
- （4）給料その他の諸給与に関すること。
- （5）児童手当に関すること。
- （6）会計経理に関すること。
- （7）県立人と自然の博物館の管理に関すること。
- （8）人と自然の博物館協議会に関すること。
- （9）県立人と自然の博物館の業務の企画及び総合調整に関すること。
- （10）前各号に掲げるもののほか、他課及び研究部の所掌に属しないこと。

(情報管理課の事務)

第70条の7 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 県立人と自然の博物館における情報管理システムの整備に関すること。

(2) 自然、生命及び環境に関する情報の管理に関すること。

(3) 文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料の整理及び保管に関すること。

(4) 情報機器の管理に関すること。

(5) 情報機器の利用に関する指導及び助言に関すること。

(生涯学習課の事務)

第70条の8 生涯学習課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。

(2) 県立人と自然の博物館の広報に関すること。

(3) 他の博物館等との相互協力に関すること。

(4) 自然、生命及び環境に関する研究団体等に関すること。

(5) 県立人と自然の博物館の利用許可に関すること。

(6) 県立人と自然の博物館の利用に係る生涯学習活動及び学校教育活動の支援に関すること。

(自然・環境評価研究部の事務)

第70条の9 自然・環境評価研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地形学、地質学、岩石学、古生物学、形態学、種生物学、進化生物学、生物地理学、系統分類学、指標生物学等自然・環境評価研究の分野の資料及び情報の収集及び保管に関すること(情報管理課の所掌に属するものを除く。)

(2) 自然・環境評価研究の分野の調査研究に関すること。

(自然・環境マネジメント研究部の事務)

第70条の10 自然・環境マネジメント研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 群集生態学、個体群生態学、行動学、動物社会学、生態系生態学、都市工学、建築学、造園学、環境工学、住居学等自然・環境マネジメント研究の分野の資料及び情報の収集及び保管に関すること(情報管理課の所掌に属するものを除く。)

(2) 自然・環境マネジメント研究の分野の調査研究に関すること。

(自然・環境再生研究部の事務)

第70条の11 自然・環境再生研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 植物社会学、応用生態学、資源植物学、環境教育学、保全植物学等自然・環境再生研究の分野の資料及び情報の収集及び保管に関すること(情報管理課の所掌に属するものを除く。)

(2) 自然・環境再生研究の分野の調査研究に関すること。

(3) 貴重な野生植物の種及び群落の保全に関すること。

第6章 附属機関

第71条 法令並びに附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第2条及び附則第4項の規定により設置された附属機関の名称、担任事務及び庶務をつかさどる課及び室は、次のとおりである。

名 称	担 任 専 務	担当課
人と自然の博物館協議会(組織)	博物館法第20条第1項の規定による博物館の運営に関する諮問及び博物館の事業計画等についての館長に対する意見に関する事務	社会教育課

第72条 前条の附属機関の組織に関しては、法令又は条例に定めるもののほか、別に教育委員会規則で定めるところによる。

第7章 職制

第3節 教育機関の職制(教育機関の長)

第79条

3 県立美術館、県立図書館、県立歴史博物館、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館に、館長を置く。

5 所長、校長、館長及び園長は、上司の命を受け、教育機関の事務(県立嬉野台生涯教育センターの所長にあつては、県立婦人研修館の事務を含む。)を統括し、所属の職員を指揮監督する。

6 県立特別支援教育センター、県立但馬やまびこの郷(さと)及び県立嬉野台生涯教育センターの所長並びに第2項から第4項までに規定する職は、非常勤とすることができる。

(館長及び副館長)

第79条の2 県立嬉野台生涯教育センターに、館長を置き、県立美術館、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館に、副館長を置くことがある。

2 館長は、所長の命を受け、県立婦人研修館の事務を掌理する。

3 副館長は、館長の命を受け、所属の職員を指揮監督するとともに、館長の職務を補佐する。

(副所長等)

第79条の3

4 県立図書館、県立嬉野台生涯教育センター、県立歴史博物館及び県立人と自然の博物館に、次長を置く。

6 副所長、副校長、次長及び副園長は、所長、校長、館長(県立嬉野台生涯教育センターの館長を除く。)又は園長の職務を補佐し、教育機関の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。

(部長等)

第79条の4 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を、

職 名	組 織	職 務
部長	県立教育研修所、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館の部並びに県立人と自然の博物館及び県立コウノトリの郷公園の研究部	上司の命を受け、部又は研究部の事務を掌理し、又は処理する。
課長	課	上司の命を受け、課の事務を処理する。
学芸員	県立美術館、県立歴史博物館、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
研究員	県立人と自然の博物館及び県立コウノトリの郷公園	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

それぞれ同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(所長補佐等)

第80条

2 前4条及び前項に定めるもののほか、県立美術館、県立図書館、県立歴史博物館及び県立人と自然の博物館に、館長補佐を置くことがある。

4 所長補佐及び館長補佐は、所長、校長、館長又は園長及び副所長、副校長、次長又は副園長の職務を補佐する。

(主任指導主事等)

第80条の2 前5条に定めるもののほか、必要に応じ、教育機関に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	職 務
主幹	上司の命を受け、教育機関の事務のうち、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。
主任指導主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
主任社会教育主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
主任調査専門員	上司の命を受け、埋蔵文化財の調査に関する特殊の専門的事務を処理する。
指導主事	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
課長補佐	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
主査	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
主任	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
付	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(主任研究員)

第80条の4 前7条に定めるもののほか、必要に応じ、県立人と自然の博物館及び県立コウノトリの郷公園に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	職 務
主任研究員	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(その他の職)

第80条の6 前9条に定めるもののほか、必要に応じ、教育機関に、別表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(補職)

第80条の7 第79条から第80条の5までに規定する職は、事務職員等のうちから、前条に規定する職は、事務員又は技術員のうちから、教育委員会が命ずる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定するもののほか、補職についての特例を定めることがある。

(職務代理)

第81条 所長、校長、館長（県立嬉野台生涯教育センターの館長を除く。以下この条において同じ。）若しくは園長に事故があるとき、又は所長、校長若しくは館長が欠けたときは、副館長、副所長、副校長、次長・副園長又は部長を置く場合にあっては副館長、副所長、副校長、次長・副園長又は部長、（副館長、副所長、副校長、次長・副園長又は部長があわせて2人以上置かれている教育機関にあつては、所長、校長、館長又は園長があらかじめ指定した副館長、副所長、副校長、次長・副園長又は部長）が、その他の教育機関にあつては所長、校長、館長又は園長があらかじめ指定した職員が、その職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

職 名	職 務
自動車運転員	上司の命を受け、乗用、作業用諸自動車の運転業務に従事する。
操機員	上司の命を受け、起重機、揚水装置等の操作及び保守業務に従事する。
機関員	上司の命を受け、ボイラー操作業務に従事する。
電話交換員	上司の命を受け、構内電話交換設備の操作業務に従事する。
試験研究技術員	上司の命を受け、動物飼育作業の試験研究又は指導業務の補助に従事する。
主任保安員又は保安員	上司の命を受け、庁舎、施設等の警備及び保全業務に従事する。
用務員	上司の命を受け、庁舎等の清掃、使送等の雑作業に従事する。
文書事務員	上司の命を受け、文書の使送、整理等の業務に従事する。

兵庫県立人と自然の博物館
美術品等取得基金条例

(昭和46年3月25日)
(条 例 第 1 6 号)
(沿革)

平成11年10月8日条例第43号、14年3月27日第32号改正、15年3月17日第37号改正、平成17年3月28日第15号改正、平成19年2月28日第2号改正、3月16日第25号改正

(設置)

第1条 兵庫県立美術館の美術品及び美術館資料、兵庫県立歴史博物館、兵庫県立人と自然の博物館及び兵庫県立考古博物館の博物館資料並びに兵庫県陶芸美術館の陶芸美術品等（以下「美術品等」という。）を円滑に取得するため、美術品等取得基金（以下「基金」という。）を設置する。一部改正〔平成14年条例32号・15年37号・17年15号・19年25号〕

(基金の額)

第2条 基金の額は、5、000万円とする。

2 基金から生ずる収入は、基金に積み立てるものとする。

3 必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てることができる。

4 前2項の場合において、基金の額は、積立額相当額を増加した額とする。

(運用)

第3条 知事は、基金をもつて美術品等を取得することができる。一部改正〔平成15年条例37号〕

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実有利な方法により保管するものとする。一部改正〔平成19年条例2号〕

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。一部改正〔平成11年条例43号・19年2号〕

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月8日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第32号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成15年3月17日条例第37号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第15号）

この条例は、兵庫県陶芸美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第14号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年2月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する

博物館協議会委員名簿

区 分	役 職	氏 名
学校関係者	三田市教育委員会学校教育部長	佐久間 学
〃	神戸市西神中学校長	森川豊文
〃	県立伊川谷北高等学校長	梶原愛子
社会教育関係者	県立考古博物館長	石野 博信
〃	神戸松蔭女子学院大学教授 (兵庫県社会教育委員)	寺見陽子
〃	兵庫県ライフデザイン研究所 FLAP 代表	岩木啓子
学識経験者	大阪市自然史博物館長	山西良平
〃	大阪府立大学大学院教授	上甫木昭春
〃	兵庫県立大学環境人間学学部教授	岡田眞美子
〃	兵庫県立大学副学長	新免輝男
〃	三田市長	竹内英昭
〃	関西学院大学総合政策学部教授	角野幸博
〃	キッズプラザ大阪企画運営グループプランナー	石川梨絵
公募委員	香美町ジオパーク推進員	今井裕子
公募委員	NPO 法人人と自然の会	長里芙美子

平成 23 年 4 月現在